

「はい、こちら企業の労働  
110番です」。

電話は、10名規模の製造業

の社長さんからでした。  
「実は、先日年金事務所か  
ら手紙が来てね（＝年金事務  
所による調査です）。指定さ

は社会保険に加入させなくて  
はいけない従業員について、  
実際には加入の手続きをして  
いなかつたということでした。  
私は、残念ながら「YES」  
の回答をせざるを得ませんで  
した。

この会社で

は、社長さん  
は実務をして  
いないため、  
実務担当者に  
改めて詳しい

話を伺うと、  
社会保険へ加  
入させなけれ  
ばならないパ  
ートタイム労  
働者を加入さ  
せていない、  
外国人労働者  
について国籍  
を理由に加入  
させていない、  
という法律の  
誤った解釈があ  
りました。も  
う、一部の従業員の保険料を  
遡つて2年分請求されてしま  
つたよ!! そんなに払わなき  
やいけないのかね??』と焦つ  
ています。

詳しくお話を伺うと、原因  
は、社会保険に加入させなくて  
はいけない従業員について、  
実際には加入の手続きをして  
いなかつたということでした。  
私は、残念ながら「YES」  
の回答をせざるを得ませんで  
した。

名北協会相談員日誌 103

# 日々企業の 労働110番です



名北労働基準協会専門員

社会保険労務士

河村 亜実

## 社会保険の手続き漏れに要注意!!

今回のケースは、決して悪  
意のあるものではありません。  
詳しくお話を伺うと、原因  
は、社会保険に加入させなくて  
はいけない従業員について、  
実際には加入の手続きをして  
いなかつたということでした。  
私は、残念ながら「YES」  
の回答をせざるを得ませんで  
した。

このように法律の誤った解  
釈の人も、社会保険の手続き  
漏れがあることにより、実  
は従業員さんにも大きな負  
担がいつてしまうこともあります。  
社会保険非加入で  
あることにより、家族の扶  
養に入れる方以外は、個人  
で国民健康保険料及び国民  
年金保険料を支払つていか  
なければなりません。会社  
での加入とは異なり、保険  
料は当然ながら全額負担とな  
つてしまい、保険料の負担が  
より重くのしかかってきます。  
(会社で加入していると、会  
社と個人で保険料は折半とな  
ります) 他にも、会社で社会  
保険に加入していれば、万が  
一、病気やケガ、出産等によ  
つて働けなくなつた時、傷病  
手当金や出産手当金(休んで  
いる間の生活保障の手当)が  
あります。

詳しく述べ  
052-961-1666

イラスト・森沢康代



ですが、こういった法律の誤  
った解釈により、保険料の請  
求は対象者が従業員2名でも、  
2年分となるため200万円  
を超える請求となり、小規模  
の事業者にとつては大きな打  
撃となります。

「パートII扶養」、「外国  
人II手続き不要」という解釈、  
まだまだこのようないい感覚をも  
つていらっしゃる企業さんも  
あります。決して、試用期間  
が短ければいいというもので  
は、ありません。

このように法律の誤った解  
釈のもと、社会保険の手続き  
漏れがあることにより、実  
は従業員さんにも大きな負  
担がいつてしまうこともあります。  
社会保険非加入で  
あることにより、家族の扶  
養に入れる方以外は、個人  
で国民健康保険料及び国民  
年金保険料を支払つていか  
なければなりません。会社  
での加入とは異なり、保険  
料は当然ながら全額負担とな  
つてしまい、保険料の負担が  
より重くのしかかってきます。

中については、試用期間の長  
さに関係なく、本採用を前提  
とした試用期間である以上、  
その期間のネーミング等関係  
なく、試用期間等の初日から  
社会保険に加入させる必要が  
あります。会社に対しての不信感が募り、  
従業員さんとの大きなトラブル  
に発展することもあります。

このような法律の誤った解  
釈のもと、会社や従業員さん  
への被害が大きくならないよ  
う、事業主及び労務人事担当  
者は各種労働法令に精通する  
必要があります。

愛知県下各労働基準協会で  
は、複雑な労働法令を体系的  
に学ぶ「労働実務専門講座」  
を実施しています。講座は、  
基礎法令コースと就業管理コ  
ース(各4回)があります。  
基礎法令コースは、労務・安  
全衛生管理の中核をなす法令  
を中心、就業管理コースは、  
労務管理に必要な労働時間・  
賃金管理の詳細を中心に学び  
ます。

詳しくは、当協会ホームページ  
もしくは、総合受付(052-961-1666)  
まで。